

○音更町男女共同参画計画（案）の諮問について

音 企 画 発  
平成26年5月29日

音更町男女共同参画計画審議会長 様

音更町長 寺 山 憲 二

音更町男女共同参画計画（案）について（諮問）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき音更町男女共同参画計画を定めるにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 音更町男女共同参画計画（案）

※男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。